

資料 4－1

令和 6 年 6 月 7 日（金）

第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会

第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について

1：佐倉市子ども・子育て支援事業計画とは

（1）子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

- ・子ども・子育て支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）
すべての子ども、子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子育て支援の質、量の充実に図ること
- ・子ども・子育て支援新制度
- ・市町村は、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める（第 61 条）
 - ☐教育・保育提供区域の設定に関する事項
 - ☐地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、時期
 - ☐子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、体制の確保の内容に関する事項
 - ☐子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

（2）佐倉市子ども・子育て支援事業計画

- ・第 1 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）
- ・第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）
 - ☐第 1 章 計画の策定にあたって
 - ☐第 2 章 子どもと子育ての現状
 - ☐第 3 章 計画の基本的な考え方
 - ☐第 4 章 子ども・子育て支援施策
 - ☐第 5 章 基本施策の展開
 - ☐第 6 章 佐倉市子どもの貧困対策計画（令和 5 年 3 月策定）
 - ☐第 7 章 計画の実現のために